

令和5年2月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年2月6日(月) 午後1時30分から午後2時1分

2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)

3. 出席委員

1番 野方俊彦	2番 本村教昭
3番 下村啓子	4番 古賀義博
5番 西村新二	6番 松尾正人
7番 池田政孝	8番 深河文雄
9番 高塚和行	10番 三根祐喜
11番 野口浩美	12番 江里口 勇
14番 江里口泰信	

4. 欠席委員

13番 中村津多子

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地法第5条による許可申請について

第2号議案 別段面積の設定の廃止について

第3号議案 小城市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱の廃止について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第5号議案 農用地売渡等の希望申出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岸川 齊 副局長兼庶務係長 真子 祐輝

7. 会議の概要

事務局	委員の皆様お疲れさまです。それでは、ただいまから令和5年2月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。
会長	初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。 皆さんこんにちは。お忙しい中にお集まりいただきましてありがとうございます。 今現在、世の中は鳥インフルエンザが猛威を振るっておりまして、養鶏農家は段ボールの高騰、また飼料の高騰、パックの高騰等で大打撃を受けられているようでございます。養豚、畜産等についても非常に飼料・物価高が懸念されるところでございます。 麦作については、先般の天候不順により、今、麦踏みの真っ最中かと思っておりますけれども、また、ここ何日か天気が悪いというようなことでございます。体に十分気をつけて頑張ってくださいと思っております。 今日は第1号議案から第5号議案まででございます。委員の皆さんの御協力をいただきまして、スムーズに進行ができますようによろしくお願い申し上げます。
事務局	ありがとうございました。 本日は、13番中村委員から欠席の連絡がありました。 出席委員は13名で、在任委員の過半数以上の出席がございまして、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。
議長	それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。 それでは、ただいまから令和5年2月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私から御指名させていただきます。 10番三根委員、11番野口委員をお願いします。 次に、第1号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は3件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は1ページからとなります。 (第1号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は国道34号北の牛津町立生ケ里地区を通る市道練ケ里仁俣線西にある農地で、転用目的は共同住宅2棟でございます。 被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側道路側溝を経由して東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側道路側溝を経由して東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。 農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。
事務局	

議 長	<p>以上でございます。</p> <p>この案件については1番野方委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。</p>
1 番	<p>農地法第5条申請事前調査事項について。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は、事務局の説明のとおりでございます。</p> <p>調査事項について、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。</p> <p>計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。</p> <p>実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。</p>
議 長	<p>被害防除施設・用排水の検討について、土留め工事を施工され、雨水は集水後に東側道路側溝を経由して東側水路へ排水。し尿処理は合併浄化槽で処理後に東側道路側溝を経由して東側水路へ排水される。</p> <p>その他特記事項について、令和5年1月11日に説明を受け確認しています。</p> <p>令和5年2月6日、小城市農業委員、野方俊彦。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2について説明をいたします。</p> <p>資料は11ページからとなります。</p> <p>(第1号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は申請番号1の南側の農地となります。国道34号北の牛津町立生ヶ里地区を通る市道練ヶ里仁俣線西にある農地で、転用目的は共同住宅2棟でございます。</p> <p>被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側道路側溝を経由して東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側道路側溝を経由して東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。</p> <p>農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>この案件については1番野方委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。</p>
1 番	<p>農地法第5条申請事前調査事項について。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は、事務局の説明のとおりでございます。</p> <p>調査事項について、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。</p>

計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、土留め工事を施工される。雨水は集水後に東側道路側溝を経由して東側水路へ排水。し尿及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側道路側溝を経由して東側水路へ排水される。

その他特記事項として、令和5年1月11日に説明を受け確認しています。

令和5年2月6日、小城市農業委員、野方俊彦。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号3について説明をいたします。

資料は21ページからとなります。

(第1号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)

この案件の場所は国道203号東の三日月町長神田地区を通る市道長神田甘木線北にある農地で、転用目的は特定建築条件付売買予定地16区画でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に西側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に西側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

この案件については9番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

農地法第5条申請事前調査事項。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は、事務局からの説明のとおりです。

調査事項、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

計画面積の検討について、土地利用図や転用目的により適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、土留め工事を施工される。雨水は集水後に西側水路へ排水。し尿及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に西側水路へ排水される。

その他特記事項について、令和5年1月12日に説明を受け確認しています。

令和5年2月6日、小城市農業委員、高塚。どうぞよろしく申し上げます。

議 長

事務局

議 長

9 番

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県常設審議委員会及び県知事に意見を送付します。

次に、第2号議案 別段面積の設定の廃止についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は2ページを御覧ください。

第2号議案 別段面積の設定の廃止についてを説明いたします。

資料は28ページからとなります。

本日お配りいたしました農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案要旨を御覧いただきたいと思います。

その要旨には、本法律案は、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進するための措置を講ずるとともに、農業を担う者の確保及び育成を図るための措置等を講じようとするものであり、そのためとして、令和4年5月27日に法律が公布をされ、令和5年4月1日から施行されることとなりました。

その改正の要旨の2ページ目を御覧いただければ、上のほうに漢数字の「三」があるかと思うんですが、三のところには農地等の権利取得に当たっての下限面積の要件を廃止することということで、今回の法律の改正がなされております。

複数の法律改正のうちの一つとして、先ほど説明をいたしました、農地法が改正をされます。

資料30ページを御覧ください。

表になっておりますが、下段のほうが現行となっております。

現行では、30ページの中ほどなんですが、農地法第3条第2項第5項の規定により、農地の所有権や使用貸借権等を取得する際、中ほどにあります、権利を取得しようとする者またはその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の合計及びその取得後において耕作または養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、都府県では50アールに達しない場合は許可できないとされておりましたが、今回の法改正により50アールの要件が削除され、別段面積を定めている場合も同様に廃止する必要がございます。

空き家バンクを活用し、農地付きの空き家を取得される際に定めておりました別段面積を廃止する必要があるため、御審議していただくものです。

以上でございます。

議 長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。第2号議案 別段面積の設定の廃止について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、第2号議案は原案のとおり廃止することに決定しました。

次に、第3号議案 小城市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱の廃止についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は3ページを御覧ください。

第3号議案 小城市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱の廃止について説明をいたします。

資料は36ページからとなります。

資料の39ページを御覧ください。

要綱第3条第1項には、空き家に付随した農地に指定する農地の別段面積は0.01アールとすると規定をしております。

第2号議案で説明いたしましたように、農地法の改正により別段面積を廃止する必要があるため、この要綱を廃止するため御審議をしていただくものでございます。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。第3号議案 小城市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱の廃止について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、第3号議案は原案のとおり廃止することに決定しました。

次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号36まで一括して事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は4ページから13ページまでを御覧ください。

農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が38筆、利用権の再設定が74筆、合計で112筆、総面積は22万4,472.7平米でございます。

今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1から申請番号36までについては原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は14ページを御覧ください。

農用地利用集積計画の所有権移転について説明をいたします。

本日の所有権移転の審議件数は3件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

議 長

事務局

議 長

事務局

議 長	<p>申請番号1、（土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。） 以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手）</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明をいたします。 申請番号2、（土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。）</p>
議 長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請番号3について説明をいたします。 申請番号3、（土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。）</p>
議 長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第5号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。</p>
事務局	<p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は15ページを御覧ください。 農用地売渡等の希望申出の売渡希望について説明をいたします。 本日の売渡希望の審議件数は3件でございます。 資料は42ページからとなります。 申請番号1について説明をいたします。 申請番号1、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。）</p>
議 長 11番 事務局	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 この所有者は千葉県になっていて、地元には誰かいらっしゃいますかね。 お答えをいたします。</p>

11番 事務局	<p>ここの今回申請をいただいた農地の北側、45ページにゼンリン地図をつけておりますが、今回の申出の農地の北に〇〇さんという御自宅があるんですが、ここも既に空き家になっているということです。ですから、近隣に御親戚の方がいるかというの、ちょっと事務局に戻って確認をいたしますが、たしか.....</p>
11番 議長	<p>千葉まで行かんばと思よかった。聞き取りのついでに行たてよかばってん。 たしか地元にはどなたもいらっしやらなかったと思います。最終的に再度確認をして野口委員にお答えをさせていただきます。すみません。</p>
事務局	<p>お願いします。 ほかに何かございませんですか。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明をいたします。 申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
事務局	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号3について説明をいたします。 申請番号3、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
事務局	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。 ほかに皆さん方の中から何かございましたら。 (なし) ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いします。 次回日程等ですが、今月の農地転用現地調査日を2月24日金曜日、午後1時30分から西館2階の2-6会議室にお集まりをいただきたいと思います。</p>
事務局	<p>3月の定例農業委員会の日時、場所ですが、3月6日月曜日、午後1時30分から西館2階2-6会議室となります。 以上でございます。 以上をもちまして2月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでござ</p>

| | いました。 |

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員